

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第1号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）						
組 織	区 分						組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
[略]							[略]						
警 察	本 部 等	[略]				[略]	警 察	本 部 等	[略]				[略]
						給与調 査官						給与調 査官	
						<u>災害復 興推進 室長</u>						広報官	
						広報官						[略]	
						[略]						指導監 査室長	
						指導監 査室長						<u>災害復 興推進 室長</u>	
						厚生調 査官						厚生調 査官	
						[略]						[略]	
						生活安 全調査 官						生活安 全調査 官	
												<u>人身安 全対策 室長</u>	
						地域実 務指導 室長						地域実 務指導 室長	
						[略]						[略]	
						<u>捜査指 導官</u>						<u>知能犯 捜査指 導官</u>	

		[略]				導宣	[略]	
	[略]				[略]			
	[略]				[略]			
	[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。								

附 則

この規則は、平成26年3月27日から施行する。